

2007年2月21日

外務大臣 麻生太郎 殿

### 「国際協力に関する有識者会議」に関する意見書

本意見書に賛同する市民社会組織は、国際協力が、憲法前文にうたわれているように「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」を実現し、「日本が国際社会において、名誉ある地位を占める」ための重要な手段であると考え、そのよりよき実現に貢献したいと考えております。このため、外務省が「国際協力の基本政策について幅広い視点から討議及び提言」を行うための有識者会議に NGO の関係者を加えるという意思を示されていることについては、大いに歓迎するものです。

ただ、私たち市民社会組織のもつ多様な専門性と知識を効率的・実効的に反映するためには、一名の NGO 関係者の参加ではきわめて不十分であるとも考えております。このため、同会議の運営については、多様な知見が、根拠に基づき効率的に討議され、実質的に政策に反映されるよう、以下のような方針で臨まれるよう要望いたします。私たちは、こうした方法を用いることにより、より多くの市民の支持が得られる説得力のある政策が生み出されるものと信じております。

#### (1) 意見書提出の随時の受付と審議

国際協力に関わる市民社会組織は平和構築、環境保全、コミュニティ開発、人道支援、人権保障、開発協力、開発教育など多様な分野、地域で活動しており、少数の NGO 関係者が審議に資する市民社会組織の知見をすべて反映することは困難です。このため、随時、議題に関する意見書提出を受け付け、資料として配付・討議いただくことが望ましいと考えます。

#### (2) 会議の公開

質の高い意見書提出を行うためには、遅れがちな議事録公開では時間的に不足します。議題に関連する知見を持つ者が傍聴できるよう会議の公開が求められます。

#### (3) 必要に応じ外部専門家として NGO 関係者を加えることおよび公聴会の開催

同じ分野であっても市民社会組織の持つ専門性や活動地域によっても有する知見は異なります。こうした意見を幅広くかつ効率よく聴取するためには、適宜、外部専門家として知見を有する市民社会組織関係者を委員に加えるほか、意見陳述人として意見を聴取する公聴会形式の会合を開催することが必要と考えます。

(4) 論点整理、中間報告案についてのパブリックコメントの実施と得られた知見の議論への反映

中間報告を提出する前に論点整理を行った段階、および中間報告案を作成した段階でパブリックコメントを実施、得られた知見の内容（論点・根拠）を会議で配布・討議することにより、幅広い知見を効果的に集約、反映することが望ましいと考えます。

(5) NGO 関係者を 2~3 名とする

知見をもつ市民の声を反映するという本会議の趣旨および NGO の多様性を考えたときに、委員に加わる NGO 関係者が 1 名では、バランスのとれた議論を行うことが困難であると考えます。バランスのとれた議論を行うためにも、最低、産業界と同じく 2~3 名の NGO 関係者の参加が必要と考えます。また、学者の人数が 6~7 名というのはあまりに多く、バランスを欠いているのではないのでしょうか？

(6) 言論人の参加については新聞などの報道機関関係者を含めない

報道機関が偏らない立場から政策を分析し、情報提供を行うことは、民主主義の内実を担保する必須条件です。報道関係者が政策作成者の立場になることにより、当該報道機関の中立性への疑問が生まれ、また有識者会議の運営において緊張感が失われます。このため、新聞などの報道機関関係者は言論人として入るべきではないと考えます。むしろ会議の公開を行い、メディア関係者が取材・報道という本来の使命を果たすことができる条件を整備すべきと考えます。

---

「際協力に関する有識者会議」に関する意見書に賛同します。

<団体> (順不同)

市民外交センター

(特定非営利活動法人)「環境・持続社会」研究センター

日本インドネシア NGO ネットワーク

(特定非営利活動法人) オックスファム・ジャパン

ODA 改革ネットワーク

(認定 NPO 法人) 日本国際ボランティアセンター

(特定非営利活動法人) 草の根援助運動

ODA 改革ネットワーク中部

フィリピン情報センター・ナゴヤ

(特定非営利活動法人) テラ・ルネッサンス

日本ネパール教育協力会  
京都 NGO 協議会  
（社団法人）アジア協会アジア友の会  
ODA 改革ネットワーク関西  
イラクの子どもを救う会  
債務と貧困を考えるジュビリー九州  
下関・東チモールの会  
（特定非営利活動法人）明日のカンボジアを考える会  
（特定非営利活動法人）国際協力 NGO センター  
（特定非営利活動法人）名古屋 NGO センター  
（特定非営利活動法人）関西 NGO 協議会  
ヒューマンライツ・ナウ  
ODA 改革ネットワーク九州  
（特定非営利活動法人）開発教育協会  
JVC 九州ネットワーク

<個人>（順不同）

大倉純子  
八代多恵子  
保崎彰吾  
三輪敦子  
藤本伸樹  
瀧本昌平  
山本知恵  
夏目長門  
土井昌子  
和田みのり  
三牧建一  
田尻忠邦  
村井雅清  
原 征治

（合計 団体 25 個人 14 2007 年 3 月 14 日現在）

以上

【別紙】

2007年3月28日

## 【NGO選出委員への応募条件】

(関西NGO協議会、名古屋NGOセンターからの意見聴取を経て国際協力NGOセンター事務局が作成)

### (I) 立候補の要件

外務省「国際協力に関する有識者会議」NGO委員への立候補者は以下の各要件を満たしているものとする。

#### 1. ODA政策についての基本的な理解とNGOが問題とするODA政策の諸課題、およびそれらに関わる諸NGOの活動についての知識

日本のODA政策をよく理解しており、それらについてどのようなNGOがどのような問題提起をしているのかについての十分な知識を持っており、それらの視点を有識者会議の議論に反映する努力ができること。

#### 2. NGO活動の経験

国際協力NGOにおいて、責任ある立場を合計5年以上務めた経験があり、現在もNGOに責任ある立場で携わっていること。(責任ある立場とは、スタッフ・委員・理事等を想定)

#### 3. 特定組織からの独立性

特定NGOの立場に偏らず、独立した立場で議論に参加する意志をもっていること。

### (II) 立候補者の努力義務

立候補者は、有識者会議に参加した後は、以下の点について誠実な努力を行うことを約束するものとする。

#### 1. 有識者会議への多様な意見の反映の努力

有識者会議が「意見書」で示されたような多様な手法でNGOの意見を取込むよう誠実に熱意を持って働きかけること。それができない場合は、可能な限り議題に関わる多様なNGOとのネットワークを構築し、その意見を書面などにより得て、会議に提供し議論を行う材料とすること

#### 2. 有識者会議の透明性、公開性、説明責任の確保の努力

有識者会議が、透明性、公開性、説明責任を果たすことができるよう、「意見書」で示された手法を採用するよう誠実に熱意を持って働きかけること。それが実現できない場合には、可能な限り会議の内容を公開し、広く情報の公開と共有、説明を行うこと。

### (III) 関係団体の協力・支援

国際協力NGOセンター、関西NGO協議会、名古屋NGOセンターなどの関係団体は、NGO選出専門家の有識者会議への働きかけ等について、できる限り連絡を密にしながら支援するものとする。

2007年7月19日

国際協力に関する有識者会議委員各位

国際協力に関する有識者会議の進め方についての提案

日頃の国際協力へのご活動に敬意を表します。

さて、過日委員のみなさまにお送りいたしましたように、(特活)国際協力NGOセンター、(特活)名古屋NGOセンター(特活)関西NGO協議会等NGO25団体は、「国際協力に関する有識者会議」(以下、有識者会議)の設置に当たって、会議の公開などを求める意見書を提出しております。しかしながら、有識者会議では発言者名入りの議事録が公開されないなど審議の透明性に乏しく、このことは、有識者会議への信頼を損ない、ひいては、国際協力への市民各層の支持を損なうものと、深く憂慮しております。

こうした中、有識者会議の作成する中間報告書がより説得力をもつためには、多様なNGOの知見を透明性を確保したプロセスを経て反映したものである必要があると私たちは考えております。このためには、今後の有識者会議の進め方について、下記のような点を実現する必要があると考えます。

なお、熊岡路矢、神田浩史の両名が有識者会議のメンバーとしてNGOから推薦されるに当たっては、「別紙」の応募の要件にあるとおり、NGOから会議の透明性・公開性の確保および多様な意見の反映のための努力を求められております。多くのNGOがこの点を重視していることをご理解いただき、下記の実現に向けてご検討いただきますようお願いいたします。

(特活)国際協力NGOセンター理事長 大橋 正明

(特活)名古屋NGOセンター理事長 西井 和裕

(特活)関西NGO協議会 代表理事 藤野 達也

「国際協力に関する有識者会議」委員 熊岡 路矢

「国際協力に関する有識者会議」委員 神田 浩史

## 記

1. 中間報告案を有識者会議で審議する前に十分な余裕（最低4週間）をもって事前に公開し、公開で市民・NGOが知見・意見を表明できる場を設け、そこで出された意見や委員とのやり取りなどを議事録を作成し、公開する。
2. NGO等から意見書が寄せられた場合は、中間報告案を審議する有識者会議の会合において参考資料として配付し、重要な知見・提言を含むものについては会議で検討する。
3. 上記を進める上で必要な場合には、専門委員として意見書の作成者を招き、有識者会議（もしくは新たに設置した小委員会）において意見聴取を行う。

### <同封書類>

【別紙】NGO選出委員公募の手続き

【参考資料】「国際協力に関する有識者懇談会」に関する意見書

以上